



発行所 蒲生町役場 森文雄 兼 季川崎 印刷所 キング堂印刷所

# 住民登録一週年

住民登録制度が実施され「住民票」だけで確実な資料などが早く受けられる等から丁度一年になりました。大変節約されることになり、それだけ住民の負担は早目に届出をしないこと

が起ります。私たちが市町村の住民として大きな責任と誇りをもつています。地方自治を推進する自治権は私たち住民の手にあるのです。私たちがこの自治権を確立するため先づ一番初めにすべきは常々自分の住所をハッキリさせておき、その土台の上に権利と義務を行うことによつて明

確な資料が早く受けられる等から丁度一年になりました。大変節約されることになり、それだけ住民の負担は早目に届出をしないこと

が起ります。私たちが市町村の住民として大きな責任と誇りをもつています。地方自治を推進する自治権は私たち住民の手にあるのです。私たちがこの自治権を確立するため先づ一番初めにすべきは常々自分の住所をハッキリさせておき、その土台の上に権利と義務を行うことによつて明

確な資料が早く受けられる等から丁度一年になりました。大変節約されることになり、それだけ住民の負担は早目に届出をしないこと

が起ります。私たちが市町村の住民として大きな責任と誇りをもつています。地方自治を推進する自治権は私たち住民の手にあるのです。私たちがこの自治権を確立するため先づ一番初めにすべきは常々自分の住所をハッキリさせておき、その土台の上に権利と義務を行うことによつて明

確な資料が早く受けられる等から丁度一年になりました。大変節約されることになり、それだけ住民の負担は早目に届出をしないこと

が起ります。私たちが市町村の住民として大きな責任と誇りをもつています。地方自治を推進する自治権は私たち住民の手にあるのです。私たちがこの自治権を確立するため先づ一番初めにすべきは常々自分の住所をハッキリさせておき、その土台の上に権利と義務を行うことによつて明

確な資料が早く受けられる等から丁度一年になりました。大変節約されることになり、それだけ住民の負担は早目に届出をしないこと

## 遺族の方へ御注意

遺族援護の初度請求につきも特に此の点注意して貰うては既に本紙を以て屢々御報らせ致しました如く一応終了の域に到達致しました。が今尚紛争中のもの或ひは在郷死亡者にしてその死亡原因が在隊中の公務に基因して居るが否か判定のつかないものが数件ありまして極力これが解決に努力しつゝ、

森町長就任以来其の良き女房役として一日も早く迎えなければと交渉中であつたが、今度白男の大重静氏に決定助役として就任される事となつた。

## 蒲生町助役に大重静氏選任さる

森町長就任以来其の良き女房役として一日も早く迎えなければと交渉中であつたが、今度白男の大重静氏に決定助役として就任される事となつた。

## 前助役 朝倉忠氏辞任さる

故酒匂町長並前石神町長の良き女房役として活躍された朝倉忠氏は此度一身上の都合により辞任された。

## 米丸橋改修工事 竣功式

米丸橋は昭和二十五年に建設されたが、国庫補助の指定が遅延し、ようやく昭和二十八年に竣工した。この間、米丸橋は昭和三十二年に建設されたが、国庫補助の指定が遅延し、ようやく昭和二十八年に竣工した。

## 町議会 議案摘録

- 一号 教育委員会委員の報酬及費用弁償並事務局職員給与条例
- 二号 昭和二十七年蒲生町才入才出追加更正予算
- 三号 蒲生町諸手数料徴収条例中一部改正条例
- 四号 道路占用及び占用料徴収条例
- 五号 七号より十二号までは町職員、議會議員、各委員特別職の職員に關する事項である。
- 六号 昭和二十八年度蒲生町才入才出追加更正予算
- 七号 昭和二十七年蒲生町才入才出追加更正予算
- 八号 蒲生町育英会条例
- 九号 蒲生町公営住宅使用条例
- 十号 蒲生町職員条例中一部改正条例
- 十一号 蒲生町消防団条例中一部改正条例
- 十二号 蒲生町昭和二十八年度才入才出追加更正予算
- 十三号 株式会社ラジオ南日本株式出資の件
- 十四号 鶴田堤と災害復旧工事施行に關する件
- 十五号 助役選任に關する件
- 十六号 同意を求むる件
- 十七号 町長助役收入役等の退職手当に關する条例 (以下次号)



(建設課)





# 公民館 ニュース

## 蒲生町公民館運営審議会委員 決定す

蒲生町教育委員会ではPTA代表公民館運営審議会委員並社会教育委員の改選期にあたり、かねてより委員の選定、委嘱を協議中であつたが、此度選定を終り、委嘱状を発送すると共に、其の第一回總會を六月二十四日午後二時より蒲生町公民館に於て開催した。

委員の氏名は次の通り

PTA代表	渡辺 政喜
宗教家	福島 蓮城
高校長	野田 政重
中学校長	瀬戸 辰男
蒲生小	福重 彦蔵
漆小	松田 善治
西浦小	園田 貞男
大山小	有川 貞春
小川内小	酒匂 南生人
新苗小	野村 康
高牧小	協田 勇吉
農協長	伊地知 イツ
婦人会	田ノ上 辰男
青年団	内村 勇蔵
商工会	竹内 実弘
部落会	長瀬 兼憲
体協	酒匂 景信
議事会	上萩原 静
議事会	馬場 義夫

### 第一回總會開催さる

第一回蒲催され左の事項が審議され、生町公民館に於て、町当局並社会教育委員会は、去る六月二十四日午後二時より蒲生町公民館に於て、町当局より町長以下四名、教育委員より、山口委員長以下委員五名、教育委員より、渡辺教育長以下三名公民館より、館長以下二名列席のもとに開

と決定す。副委員長 渡辺 政喜、福島 蓮城

- ④ 渡辺委員長挨拶
- ⑤ 改正条例其他説明 渡辺教育長
- ⑦ 昭和二十七年行事経過報告 鬼塚 館長
- ⑧ 昭和二十八年度行事計画説明 谷口 主事
- ⑨ 協議

（一）末端組織即ち分館の設置については長時間の討論の結果結局次の三つの意見が提出され、町行政面との関連もあるため、町当局並公民館で協議の上決定を次回に持ち越すこととなつた。伊とありあえず校区毎に組織をつくり（分館運営審議会委員）其の委員の研修により分館活動の起す（公民館案）を先ず公民館に対する啓蒙運動を展開し、町民に公民館とは如何なるものであるかを知らしめ、而して後、町民よりの盛り挙る意志により設置する。

現在部落公会堂で行なはれて居る行事は、既に公民館的活動の一部であるから、先ず部落公会堂の看板を〇〇部落公民館と書き替へ漸時公民館運動を展開する。

（二）成人教育としての視察団の派遣について 毎月各部落より一名宛選出し先進地視察を行

ひ、何回か実施後（二回位）視察者によつて部落毎にグループを結成し、部落振興運動を活潑ならしめる。（公民館案）

本計画は、なかく、面白いものであるが、問題は視察地と視察終了後の計画が重要であり、予算との関係もあるの、其点考慮し、慎重計画の上予算措置を構する様にされ度い。

### 学級案内

青年学級	七月二十一日新中卒以上
家政学級	七月十五以上女子青年
洋裁学級	七月未定日毎週火木土の夜間のみ
実地学級	八月二〇〇〇円八代学院長
生花学級	七月未定日毎週土曜午後
実地学級	未確定

公民館は吾々の目であり耳であり口である。と共に又手でもあり足でもある

### 昭和28年度蒲生町公民館行事計画

28.6.24

10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	
青年相撲大会	納税促進運動	前記各学級																				
青年相撲大会	納税促進運動	前記各学級																				

努力点 3.2.1. 公民館末端組織の整備 青少年並成人教育の振興 (各種グループの結成並育成)

成人教育として毎月先進地視察団の派遣を計画